

令和８年度 胎内市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務委託（その１）仕様書

1 業務の名称

令和８年度 胎内市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務委託（その１）

2 業務の目的

本市が所有する公共施設（以下「公共施設」という。）のコスト削減及び胎内市地球温暖化防止計画に掲げる温室効果ガス削減目標を達成するために、公共施設照明設備のＬＥＤ化を図る。

3 契約の内容

(1) 委託契約期間

契約から令和９年３月１９日まで

(2) 対象施設及び契約上限額

本契約の上限額は106,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、業務対象施設及び各施設の上限額は、別紙「令和８年度 胎内市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務委託（その１）施設一覧表」によるものとする。

4 業務の概要

- (1) 受注者は、施工にあたり必要となる関係法令に基づく届出等の事務、施工管理及びその他の関連業務を実施する。
- (2) 受注者は、撤去した設備及び資材等について、関係法令を遵守のうえ、適切に運搬及び廃棄する。
- (3) 敷地内の照明器具のうち、ＬＥＤ化がされていないものについては、原則として全てＬＥＤ照明への取替を行う。また、既設照明器具において管球を取外し、点灯を間引きしている照明器具がある場合は、本市の担当者及び施設管理者と協議の上、必要に応じてＬＥＤ照明への取替を行う。
- (4) 受注者は、ＬＥＤ照明導入による消費電力量の削減効果及び温室効果ガス（ＣＯ₂）排出削減効果について算定を行う。

5 提出書類

(1) プロポーザル方式参加申込時の提出書類

別紙実施要領のとおり

(2) 契約締結時の提出書類

- ア 契約書
- イ 着手届
- ウ 配置業務責任者届出書
- エ 全体工程表
- オ 施工体制表及び連絡体制表

(3) 契約後の提出書類

- ア 使用器具提案書
- イ 施工検討報告書
- ウ 作業計画書
- エ 試験計画書
- オ 作業月報及び作業工程表（月間）
- カ 完了届

(4) 該当する場合のみ提出する書類

ア 債権者登録申請書（新規・変更）

※債権者登録をしていない場合、又は代表者・住所等に変更があり、その変更の届けをしていない場合。

イ 再委託（変更）承諾申請書

ウ 暴力団等排除に関する誓約書（再委託契約の受託者用）

※業務の一部を第三者に委託する場合。

6 業務内容

本業務の仕様は、以下のとおりとする。

対象となる公共施設の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案をもとに、本事業に係るLED照明器具の更新について、本市と合意した内容で実施すること。

保守及び運用については本事業の対象外であるが、故障や障害時の対応方法や復旧時間を十分に考慮し、サポート体制を執ること。

業務及び施工については、建設業法をはじめ必要な法に基づく資格等を保有していること。

(1) 業務概要

ア 受託者は、契約後速やかに全対象施設に対する現地調査及び調査結果に基づく設計（施工検討）を行うこと。

イ 施設毎に、使用器具提案書、施工検討報告書、作業計画書及び試験計画書を作成し、本市の承認を受けること。

ウ 承認を受けた施設から、施設内での作業の具体的な日程調整を本市の担当者及び施設管理者と行うこと。

エ 施設内での作業においては、可能な作業は事前に実施し、時間短縮に努めること。

オ 現場施工については、作業計画書に従って施工されているか施工管理業務を行い、作業の進捗状況について毎月初めに本市の担当者及び施設管理者へ書面で報告すること。

カ 作業後の正常性確認については、事前に本市の担当者及び施設管理者と協議し、作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。

キ 作業完了後に施設毎の完成図書及び完成図を作成し、本市に提出すること。提出後に本市の確認を施設毎に受けること。

ク 全対象施設の本市の確認が完了した段階で本業務の完了とする。業務完了後に本市の検査を受けること。

ケ 受託者は、LED照明導入前後の比較により、消費電力量及びCO₂排出削減効果の算定を行い、その結果を本市に報告すること。

7 LED照明器具の仕様

(1) 一般事項

ア 本業務におけるLED照明器具の更新とは、既設照明器具の部分的なLED化ではなく、照明器具本体の更新を行うことでLED化するものである。また、設置した照明器具が地震等により落下した場合の被害リスクを軽減する観点から、直管LEDランプ搭載器具を採用しないことを原則とする。

イ 公共施設用照明器具（JIL5004）を製造しているメーカーから選定すること。

また、公共施設用照明器具の導入実績がある国内のメーカーの製品であること。

ウ 製品の製造者は、ISO9001（品質）及びISO14001（環境）認証を取得していること。

エ 照明器具及び光源（LED）は未使用品であること。

- オ 本業務は、環境負荷低減を目的としているため原則として全ての照明器具（ダウンライト、スポットライト、ブラケット及びガーデン灯等を含む）の更新を行うものとするが、対象施設内の既設照明器具がＬＥＤ照明器具であり、環境負荷低減の観点から再利用が可能な場合には、本市の担当者及び施設管理者に報告し既設流用を検討すること。
- カ 既設照明器具において管球を取外し、点灯を間引きしている照明器具がある場合は、本市の担当者及び施設管理者に報告し、ＬＥＤ照明器具への更新の指示を受けること。
- キ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ク 使用器具提案書に示したＬＥＤ照明器具を使用することとし、事前に本市の担当者に使用器具提案書を提出し承認を得ること。
- ケ 設置する照明器具は、原則として、照明器具の種類（ベースライト、ダウンライト、屋外照明、高天井照明、非常照明、誘導灯等）ごとに同一メーカーの製品で統一するものとする。ただし、既存施設の修繕や部分的な更新等により、同一メーカーの製品で揃えることが困難な場合には、やむを得ず複数メーカーの製品を混用することができる。この場合でも、業務完了後の保守管理に支障がないよう、設置場所や型式等の管理台帳を作成し、管理体制を明確にすること。
- コ 照明器具の保証期間は１年以上とし、保証期間内については交換費用も受託者において負担するものとする。なお、誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため、本業務の保証対象としない。保証期間の始期は別途協議による。
- サ 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。

(2) ＬＥＤ灯具の性能・構造

- ア 光源（ＬＥＤ）寿命40,000時間以上（光束維持率70%以上）の製品であること。
- イ 照明器具の光色及び照度については、各施設の用途及び関係法令、指針並びに当該施設における運用基準等に適合した仕様とし、光色、照度が異なる箇所については、事前に施設管理者に確認を行うこと。なお、具体的な仕様については、事前に施設管理者と協議のうえ決定するものとする。

また、現地調査において特殊な高演色ランプ等を使用している場合は、施設管理者と協議し仕様を確定すること。ただし、仕様の変更により金額に影響が生じる場合は、事前に本市担当者に協議し、承認を得ること。
- ウ ＬＥＤ照明器具については、使用にあたり、ちらつきや電波雑音等の問題を生じないこととする。また、ＬＥＤ更新後においてグレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

8 更新作業に関する仕様

(1) 現地調査・設計

- ア 現地調査を行うにあたり、本市の担当者及び施設管理者に事前連絡し相談すること。
- イ 現地調査について、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。
- ウ 現地調査後、施設毎に、使用器具提案書、施工検討報告書、作業計画書及び試験計画書を作成し、本市の承認を受けること。また、更新に際して見込まれる省エネの効果についての資料も併せて提出すること。
- エ ＬＥＤ更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者であること。
- オ ＬＥＤ更新作業にあたっての安全管理については、施設管理者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させるものとする。安全確保に必要な措置については、受託者の負担により行

うものとする。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、受託者の負担により復旧すること。

カ 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は受託者によるものとする。また、事前に設置期間や設置方法等について、施設管理者と調整し作業計画書に反映させること。

キ 資材の搬出入経路、車両の駐車場所及び資材置き場等については、施設管理者と調整し、作業計画書に反映させること。

ク 既設照明器具の撤去後の処分方法について、作業計画書により本市へ提出すること。

ケ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に施設管理者と調整すること。

コ LED更新作業後の試験方法について、試験計画書により本市へ提出すること。

(2) 現場施工

ア 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領に準拠することとし、電気設備技術基準等の関係法令を遵守することとする。また、上記以外の作業（足場の設置等）については、施設管理者と協議し、施設運営に支障のないよう施工を行うこと。

イ LED器具の支持については、既設支持材（吊りボルト等）の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は支持材の更新を行うこと。また、既設支持材がない場合は、安全に配慮した施工方法で行うこと。

ウ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取付跡が見えないように配慮すること。

エ 誘導灯及び非常照明器具のLED照明器具への更新に際しては、現行法令に適合するとともに、必要に応じて所轄の官公庁と協議し器具選定を行うものとする。また、現行法令に適合していない場合は、本市の担当者と協議し改善策を提案すること。

オ LED更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真にて報告すること。また、照度についても同様に作業前後で測定を行い、書面及び写真にて報告すること。ただし、作業後に照度が下回る可能性が有る場合は、施工前に本市の担当者及び施設管理者へ現状の照度以上となる提案を行うこと。

カ 撤去した既設照明器具については、PCB含有の有無の確認を行うものとし、完成図書にて報告すること。PCBを含む安定器があった場合には、取り扱いについて本市の担当者及び施設管理者と協議すること。

キ LED更新作業において使用する材料は、全て新品を使用すること。

ク LED更新作業に際して、既設天井ボードに開口を開ける必要がある場合は、アスベスト含有の有無を調査し、本市の担当者及び施設管理者に結果を報告すること。また、作業を行うにあたっては、アスベスト含有の調査結果に基づき、関係法令に準拠した適切な作業方法にて作業を行うこと。その場合の調査及び処分に必要な費用負担は受託者にて行うこと。

ケ 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行うこと。机や椅子等の養生や移動については、施設管理者と協議し、その方法について決定すること。

コ 作業完了後は、床等の清掃を行うこと。

サ 作業に伴う電気の使用については、原則として施設内のコンセントを使用できるものとするが、電源コードリール等には漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努めること。

シ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。

(3) 使用可能部材の取扱い

ア 本業務によりLED化を施した施設において、既存照明器具から取り外される部材のうち、使用可能な蛍光灯及び安定器等については、LED化未実施施設の交換用部材として再利用

することを目的に、受託者において適切に取り外し、発注者の指示に従い、胎内市役所本庁舎現業棟に搬入のうえ、種類ごとに区分し、内容が判別できるよう整理された状態で保管すること。

イ 保管する蛍光灯及び安定器は、外観上の損傷がなく、点灯確認ができたものの中から、状態が良好なものを選定すること。

ウ 保管する数量は、蛍光灯については各種類につき10本から20本程度、安定器については5個程度とする。

エ 保管に必要な数量を確保した後、その他の再利用可能な蛍光灯及び安定器については、受託者の責任において関係法令を遵守のうえ、適切に運搬及び廃棄すること。

9 完成図書及び完成図

LED照明器具の更新作業完了後に以下の書類等を施設毎に作成し、電子データ（PDFデータ含む）をメディア媒体に記録したもの及び書面により提出すること。

なお、一部※印については、書面による提出も併せて行うこと。

(1) 完成図書（各施設単位で1部提出）

- ア 社内検査報告書
- イ 照度測定結果及び絶縁測定結果及び試験成績表
- ウ 消費電力量削減効果及びCO₂排出削減効果算定報告書（導入前後の比較によるもの）
- エ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
- オ 産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- カ 産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- キ PCB有無及びアスベスト含有に関する報告書
- ク 施工写真（データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版でも可）
- ケ 打合せ記録
- コ 作業月報及び作業工程表（月間）
- サ 官公庁届出書の写し
- シ 機器取扱説明書
- ス 保証書
- セ 施工体制表及び連絡体制表

(2) 完成図

電子データの仕様については、以下のとおりとする。

ア Microsoft 社 Windows10/11 上で表示可能なものとする。

イ 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

文 章：Microsoft 社 Word(ファイル形式はWord 2016)

計算表：Microsoft社Excel(ファイル形式はExcel 2016)

図 面：JW-CAD（ファイル形式はJWWもしくはSFC）

10 その他

(1) 受託者は、施工した照明器具の使用について、速やかに仮使用を開始すること。仮使用が遅れることにより施設に支障をきたす場合は、速やかに本市の担当者及び施設管理者に連絡をすること。

(2) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、本市の担当者と協議すること。